

徳島県告示第百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により関係図書を公衆の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の名称及び種類

1 名称 徳島東部都市計画

2 種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 主な計画変更の内容

1 基本的考え方を変更する。

2 都市計画の目標を変更する。

3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針を変更する。

4 主要な都市計画の決定方針を変更する。

三 都市計画を変更する土地の区域

1 追加する部分

なし

2 削除する部分

なし

3 変更する部分

なし

四 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課、徳島市企画政策部都市計画課、鳴門市都市建設部まちづくり課、小松島市都市整備部まちづくり推進課、阿南市特定事業部まちづくり推進課、吉野川市建設部都市計画住宅課、石井町建設課、松茂町建設課及び北島町建設課